

宇都宮市まちぐるみで認知症ケア支援団体登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の本人及びその家族に対し、積極的に支援に取り組む企業・団体を登録し、公表すること（以下「認知症ケア支援団体登録事業」という。）により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 認知症ケア支援団体登録事業の対象者は、宇都宮市内にある企業・団体とする。

(登録の要件)

第3条 宇都宮市まちぐるみで認知症ケア支援団体（以下「支援団体」という。）として市に登録をする場合は、宇都宮市認知症サポーター等養成事業実施要綱第3条第1項第3号に規定する認知症サポーター養成研修を受講した認知症サポーターが1人以上所属していなければならない。

(登録の申請等)

第4条 支援団体の登録を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。この場合において、当該登録を受けようとする者は、あらかじめ、登録後に宇都宮市ホームページ上に名称等の記載がされることについて、同意するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容について審査の上、適当であると認めるときは、登録するものとする。

3 市長は、前項の登録をしたときは、次の各号により通知等を行うものとする。

- (1) 登録の通知
- (2) ステッカーの交付
- (3) 支援団体名簿の作成
- (4) 宇都宮市ホームページ上への掲載

(登録後の遵守事項)

第5条 支援団体の登録を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付されたステッカーを市民の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

(登録内容の変更及び取消)

第6条 支援団体は、登録した内容に変更があったときは、速やかに市長あて申し出なければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 支援団体から登録を辞退する旨の申出があったとき。

(2) 支援団体として不適格と認められる事実があったとき。

3 前項による取消を受けた者は、ステッカーの掲示を中止しなければならない。

(様式)

第7条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。